

まつしげ町

MATSUSHIGE TOWN

No. **86**
2021.11

議会だより

令和3年
第3回定例会

Matsushige Assembly News



松茂小学校・松茂幼稚園運動会

主な内容

- | | |
|---------------------------|------------------------------|
| ● 町政に対する一般質問 2 | ● 予算決算特別委員会報告 11 |
| ● 常任委員会委員長レポート 7 | ● 全員協議会報告 12 |
| ● 令和2年度各会計の決算を認定 10 | ● 令和3年度徳島県町村議会議員研修会 12 |
| | ● 編集後記 12 |

発行／徳島県松茂町議会 編集／松茂町議会広報常任委員会

〒771-0295 徳島県板野郡松茂町広島字東裏30 TEL 088-699-8720 FAX 088-699-6010



ここが知りたい!

町政に対する一般質問



議会会議録は
松茂町立図書館に
12月に配置します

本年3回目の定例会が9月3日から9月16日にかけて開催されました。2日目に当たる7日には一般質問が行われました。

今回は、交流拠点施設（マツシゲート）、小中学校の移転計画、学校の防災機能強化、ヤングケアラーの実態など幅広い分野で熱意ある質疑応答がなされました。

板東絹代 議員



1 交流拠点施設（マツシゲート）について

問

本年5月1日交流拠点施設（マツシゲート）がオープンし、

4カ月が経過しています。地方創生の拠点となる新しいまちづくりの実現を目指してほしいと思いますが、そのためには町民との意見交換や情報共有を促進し、協働によるまちづくりの取組を進める必要があります。マツシゲートの活用を図っていく多様な利用方法の想定がされているようですが人々の交流とにぎわいの創出を目指す観点から以下の点について伺います。

① マツシゲートの周囲の防水壁は、外から中の様子が見えづらく、何をしているか分からないので入りにくい。心理的に入場を遮断しているように感じられるそうです。交流場所には華やかなところが良いと思われ

答

交流拠点施設・マツシゲートは、本町における地方創生の拠点として、さらに、安全・安心の拠点としての活用を想定しているところでございます。

① そこで1点目、マツシゲートは、災害発生後の応急仮設住宅用地であることから、津波などの浸水を防ぐために、周囲を高さ3mの防水壁で囲んでおります。そのことから、中の様子が見えづらく心理的に入りづらい状況になっているのではないかと考えられます。その一方で、防水壁を間近に感じて頂くことで、町民への防災教育に繋がるものと考えています。そこで、現在2カ所の入口付近に、3組のアーティストに壁画アートを描いてもらい、マツシゲート内部に入りやすい雰囲気と、写真スポットになるような空間を作っております。今後、残りのスペースについても、現代アート作家や新進

ます。目立つような絵・自然に癒やされる絵等アートを考えませんか。

② 町民の意見、要望等ニーズを知る為アンケートを実施しませんか。

③ 楽しくワクワクする夢のある企画は考えていますか。

④ マツシゲートの週2回の朝市と月2回のマルシェの広報無線放送は、他課の放送が重なると思われる感がある。放送回数等工夫しませんか。

⑤ 足を運びたくないようにマルシェの特徴などアピールされていますか。

気鋭の作家の発表の場として、また、大学のデザイン学科などの作品発表の場として、マツシゲートの中の様子がイメージでき、ワクワクするような壁画アートを描いていきたいと思っています。

② 次に2点目、「新しいまちづくり」の実現には、町民との意見交換や情報共有を促進し、協働によるまちづくりを進めることは重要であります。今後、マツシゲートのあり方や運営方法について、町民アンケートをはじめ、マツシゲートでの顧客属性の調査を行い、利用者のニーズをしっかりと把握し、運営に反映していきたいと考えております。

③ 次に3点目、10月中旬には、待望の芝生広場への立ち入りが可能になると考えています。そのことも踏まえ、まず、全国規模のイベントとして、11月上旬に、木工・陶芸・染織など様々な分野のハンドメイド作家が集い、手作り工芸品の温かい作品に触れる場の「クラフトフェア」を、11月下旬には、新型コロナウイルスの感染拡大を受けて延期しておりました「カレーフェスタ」の開催を予定いたしております。加えて、アフターコロナを見据えた都会的な実証実験企画として、アウトドアメーカールの監修による、キャンプの不慣れな人でも手軽に行うことの出来る新しいスタイルのキャンプを行い、そこで松茂町の特産品であるレンコンを使った中華料理の点心を提供する予定です。

④ 次に4点目、マルシェ及び朝市の周知方法については、主に、町の防災



行政無線や、マツシゲートのホームページ及び広報まつしげなどを活用し、周知いたしております。なお、朝市については、新たな取り組みであったことから定着を図る為、集中的に放送いたしております。出店者及び来場者数から、ある程度、定着出来ていると感じておりますので、防災行政無線以外の周知方法として、地元ケーブルテレビや雑誌などを効果的に活用することにより、防災行政無線による放送回数を調整して参ります。

⑤次に5点目、一般社団法人松茂まちづくり推進機構のマルシェ直営店は、野菜や鮮魚をお手頃価格で販売しており、特に、鮮魚については、魚を無料で捌くなど購入者の方には好評を頂いております。また、それぞれの出店者から、マツシゲートマルシェ限定の

商品を販売頂いております。さらに、マルシェでのイベント企画として、6月13日は、松茂町花づくり会の「花の苗の無料配布」を、7月11日は、マツシゲートで育てた藍の生葉を使った「たたき染め体験」を、7月25日は、長原大海太鼓及び松茂チアダンスクラブの発表を、8月8日は、8月6日から9日までのステイム週間の一環として、総合棟の2階で、UVプリンターやプログラミングロボットワークショップ及び親子ドローン教室などを開催し、好評をいただいております。今後も、繰り返し来場して頂ける特徴のあるマルシェにしていくため、来場者の年齢や興味などの、顧客属性をしつかりと把握し、分析することにより、魅力あるマルシェにしていききたいと考えております。

再問 今後、那賀川町の防潮堤のようクラウドファンディング(CF)を活用して、マツシゲートの防水壁に壁画アートを描いていくと考えはないのですか。

答 本町といたしましては、今後SDGsへの取り組みなど社会問題解決に資するような、新しい事業を展開する場合に、CFの活用を検討して参りたいと考えています。なお、マツシゲートの壁画アートにつきましては、現在、すでに使用しています「ふるさと納税」の仕組みの中で検討して参りたいと考えております。

CFの種類

- ・「寄付型」は、起案されたプロジェクトに対して支援者がお金を寄付する仕組み。
- ・「ふるさと納税型」は、自治体が解決したい課題を具体的にプロジェクト化し、そのプロジェクトに共感した人からふるさと納税によって寄付を募る仕組み。

米田利彦 議員



1 小中学校の移転計画について

問

松茂町が取り組む学校行政に於いて、特に、小・中学校の校舎の移転では、私も町長の考えと同様に、今後の少子化や人口減少に対応した活力のある学校教育事業を推進するためには、有識者を含めた委員会の設置や学校の規模を考慮した適正化の検討や評価を実施するなど、しっかりと準備が、必要であると考えます。

答

町内小中学校の主な校舎は、築年数40年以上となり、老朽化が進んでいるのが現状です。各小中学校の学校規模に対する現状認識といたしましては、国の「小学校設置基準」及び「中学校設置基準」に示す校舎の規模と、本年5月1日現在

そこで、小学校の小規模化や校舎の老朽化が進んでいる現在の状況において、各小学校・中学校の学校規模に対する現状認識は出来ているのか。あわせて、移転や建替えが、適切な時期にきているのか。

起債などがあるのであれば返還の状況はどうなっているのか。校舎の耐用年数によっては、補助金の返還も考えられますが、これらの点について、お伺いいたします。

文部科学省では学校教育制度の多様化と弾力化を推進するため、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う義務教育学校が、2016年から制度化されております。松茂町には、三つの小学校と一つの中学校があり、検討する課題は多く、小・中一貫教育の更なる充実を図って行きたいと、私は考えますが、義務教育学校は、今後の教育行政を計画するうえで、義務教育の期間である9年間の学習をトータルで考えるように創設された仕組みであると言われていますが、小・中一貫校とは違った義務教育学校とはどのような制度なのか、お伺いいたします。

松茂中学校



の各小中学校の児童生徒数を比較すると、どの学校も適正な面積を保有しており、また「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」による小学校の学級編制の人数が、今年4月、今後段階的に35人に引き下げられることとなりましたが、松茂町の学級編制は、松茂小学校で平均27人、喜来小学校で平均25人、引き下げの対象となっていない中学校でも平均32人であるため、学級編制においても適正であると認識しております。

次に、現在の校舎に係る地方債の借り入れについては、現時点で残っておりますのは、平成8年度に借り入れた4,630万円のうち未償還額280万4,882円のみとなっております、これも、今年度で完済となります。

耐用年数と補助金返還に關してまし

ては、鉄筋コンクリート造である校舎の耐用年数が60年でありますので、建替えの時期等によつては、補助金返還もあるものと考えております。この件に關しましては、今後、計画が具体化した折に、関係省庁と協議を進めていくことになるかと考えます。

また、老朽化した校舎の更新等につきましては、大学教授などの有識者や地域住民の皆さま、保護者や学校関係者などをメンバーとした検討委員会を設置し、少子化・人口減少を踏まえた学校再編や学校規模、建替え場所やその時期など、多くの課題に対して、検討委員会の皆さまからご意見をいただき、しっかりと議論して、方向性を見出して参りたいと考えております。

「義務教育学校」の制度につきましては、学校教育制度の多様化と弾力化を推進するため、小学校課程から中学校課程までの9年間を1つの学校として義務教育を行う学校のことであり、学校教育法の改正により2016年に新設された学校教育制度です。この制度が、小中一貫校と異なる所は、校長が1人であるため、学年制を、小中学校の「6年・3年」という区切りでなく、「5年・4年」や「4年・3年・2年」といった自由なまとまりで考えることができ、早い段階から先を見据えた学習が取り入れやすく、小学校段階からの教科担任制や定期考査、小中一貫の部活動なども行うことができます。こういった新しい制度につきましても、選択肢の

1つとして、検討委員会ですっかり議論して参りたいと考えております。

再問

全国的に、少子化が進み、公立小・中学校の学校数及び児童・生徒数は減少し、学校の統廃合が進んでいるようです。松茂町でも児童・生徒の減少や学校規模の縮小に伴い、学校運営及び教育課題への対応が求められていますが、学校教育法施行規則によりますと、国が定める適正な学校規模とは、子どもたちに社会性を身につかせ、互いに切磋琢磨する機会を与え、生きる力を育むことができる規模として、小・中学校ともに学級数が、おおむね12学級・18学級で、通学距離が、小学校で4km以内、中学校で8km以内、かつ、通学時間が1時間以内を、標準とされています。

このような状況のなか、全国各地で、学校の統廃合や小・中一貫校の創設など、地域の特性を生かした対策が講じられているようです。松茂町の小・中学校の移転計画では、その地域において、学校が持つ役割を考えながら、統廃合による環境の変化や今後の地域づくりにある程度の影響があると心配されます。新しい学校づくりでは、様々な問題を考慮しながら、移転や統廃合を最優先するだけではなく、地域との合意をもとにした積極的な学校づくりを展開することが重要であり、地域住民が、行政に参画しながら、一体的に進めることが重要であると考えます。

答

小・中学校の移転計画に伴う町の教育行政について、10年先のことでずから、具体的な計画ではなく、町長が、描いている構想であるとか、ある程度の方角性をお聞かせいただけますか。

私は初当選直後の平成29年12月議会にて、将来的な学校校舎の建て替えを念頭に、更新経費の確保を目的として、「松茂町公共施設更新等準備基金」条例を上程し、議員各位のご理解のもと、基金を設立した経緯がございます。米田議員からは「10年先のこと」とご指摘がありましたが、私としては年1〜2億円を積み立てて、10〜20年先には、基金積立額を20億円近くにまで持っていきたいと考えております。なお、公共施設更新等準備基金は、今日現在、5億6千万円余を積み立てている状況でございます。今後も、適切な財政運用の中で、地道な積み立てを継続する所存です。

私は、未来の松茂町のために、また「まちづくり」のために、必要な道筋を整えたいと考えております。将来的な学校のあり方についても、今後、「検討委員会」において、保護者、学校関係者、地域住民、学識経験者等による丁寧な議論をお願いしたいと考えております。私の願いは、子どもたちに最適な教育環境を構築することであり、町長として常にあらゆる可能性を検討してまいります。

財源の確保や、議論の行方によって

は、「10年先」、もしかしたら「それ以上先」になるかも知れませんが、校舎建て替えの機が熟した時に、子どもたちに最適な教育環境を構築できるよう、私は今、「必要な道筋を整える」ことに尽力してまいります。

村田 茂 議員



1 避難所としての学校の防災機能強化について

問

避難所といえば、防災センター・総合体育館や公共施設もありますが、多くの人は「学校」を思い浮かべると思います。児童・生徒が活動する場ですから安全性は確保されており、災害時においても安全を確保し、良好な避難所としての役割を果たせる場所です。そういったことから、学校施設の防災機能の強化は、より一層の推進が必要であり、そのためには、防災担当課、学校設置者、学校、地域

が連携した取り組みが必要不可欠であり、災害時における活動を想定して必要な防災機能を検討し、整備することにも、定期的に点検・訓練することが重要であるといわれています。文科科学省「避難所となる学校施設の防災機能に関する事例集」によれば、地域の避難所となる学校施設の防災機能の整備に当たっては、「施設の安全性の確保、避難所として必要な機能の確保、避難所の円滑な運営方法の確立、学校教育活動の早期再開」の四項目を踏まえて検討を進めていくことが重要とされています。そこで、下記の質問をいたします。

- ① 構造物の耐震化・非構造部材の耐震対策などが出来ているか。
- ② 各小中学校への分散備蓄状況、また、障がい者、高齢者等への特別な配慮が必要な方々への専用スペースの確保、バリアフリー化についての状況はどうなっていますか。
- ③ マニキュアル作成は、出来ていますか。
- ④ どのようなになったら学校が再開出来るのか。

答

① 町内小中学校の建築物は、未来を担う子どもたちの生命を守るため、また安心して学ぶことが出来る施設とするため、全ての校舎と体育館の耐震診断と耐力度調査を行い、平成16年度から22年度までの間に耐震化工事として大規模改造工事を行いました。また、非構造部材においても、

平成27年度までに、つり天井の撤去、テレビや照明器具の落下防止対策、窓ガラスの飛散防止フィルム設置などの耐震対策を行っております。今後も老朽化の進む中、引き続き、点検・修繕等を行い、安全性の確保に努めて参ります。

② 各小中学校への分散備蓄状況につきましては、備蓄品目といたしまして、クラッカーやアルファ化米、保存水、毛布や簡易トイレ、新型コロナウイルス感染症対策のためのマスク、手指消毒、パーティションや段ボールベッドなど、松茂小・中学校及び喜来小学校に分散して備蓄しております。また、指定避難所となる学校の体育館は、バリアフリー化に対応いたしております。また、パーティションを用いて専用スペースを確保することや段差スロープを施工するなど対応したいと考えております。しかし、専門性の高い支援が必要となる場合、ご本人やご家族の意向を確認したうえで、適切な支援を受けることができる医療機関や福祉避難所などへ移動ができるように対応したいと考えております。

③ 本町におきましては、避難所において、何をどのように行うべきか、活動内容の基本的事項を定めた「避難所運営マニュアル」を作成しております。昨年10月24日に実施しました、松茂町総合防災訓練におきまして、このマニュアルを基に、自主防災組織の皆さんが中心となり、また、松茂中学校の生徒の皆さんと

一緒に、松茂中学校など各避難所で訓練を行ったところであります。

④ 学校の校舎部分は、現在、指定緊急避難場所として指定されており、発災時は、近隣の方が一時的に避難できる場所になると考えられます。その後、指定避難所として指定されている各施設の安全が確認され、校舎に一時避難していた方々が指定避難所に移動できたと後に、学校が再開できるものと考えております。しかし現実的には、移動できるまでには相当の時間を要すると考えられること、児童生徒や教職員の安全が確認された後となること、児童生徒の心のケアが必要となることなども考えられ、授業の再開だけでなく、児童生徒の安心感をつなぐために、まずは学校に集まることが重要だと考えます。指定緊急避難場所としての学校と共存しながら、指導形態や学習形態を工夫し、再開に向けての学校運営については、危機管理部局や学校現場、関係機関、被災者のみなさんと連携



喜来小学校分散備蓄

協議して、できるだけ早期の再開を目指して取り組んでいきたいと考えております。

再問

地震津波の場合、校舎は「指定緊急避難場所」に、体育館は「指定避難所」に、それぞれ指定しているが、災害対策基本法では「指定緊急避難場所」と「指定避難所」の指定する基準の違いについては、どのように規定されているのか。

答

地震津波の場合、災害対策基本法及び関係法令に、次のように定められております。指定緊急避難場所は、1点目、避難する方が、確実に避難できるよう開放されていること、次に2点目、津波の心配がない、安全な区域内にあることが条件でございます。ただ、本町のように、町のほとんどが「津波災害警戒区域」に指定されている所においては、2点目の条件に代わり、地震津波に対して、耐えることができる安全な構造であること、津波の想定される高さ以上に避難場所があることが必要となります。一方、指定避難所は、1点目、被災された方が滞在できるだけの規模があること、次に2点目、被災された方を受け入れ、又は生活関連物資を配布することができ、構造・施設であること、3点目、災害の影響が比較的少ない場所にあること、4点目、車両などによる輸送が比較的容易な場所にあること、以上、4点全ての条件を満たすこととされております。

川田 修 議員



1 松茂町のヤングケアラーの実態について

問

ヤングケアラーという言葉が最近、よくテレビや新聞で取り上げられています。家族やきょうだいの世話を担う18歳未満のこどものことです。

①厚生労働省と文部科学省は、昨年12月から今年1月にかけて調査を行いました。公立の中学校1000校と全日制の高校350校を抽出してアンケートを行い、あわせて1万3,000人から回答を得ているようです。国の調査では約17人に1人の中学生が世話をしている家族がいるとされています。世話にかけている時間が中学生で1日平均、4時間のようです。アンケートで（自分の時間がとれない）が20・1%、（宿題や勉強の時間が取れない）が16%、（睡眠が充分とれない）

（友人と遊べない）が共に8・5%、となっています。

松茂中学校の実態はどのようなになっているのでしょうか？ まだ、調査をしていないのなら、いつどのような調査をしますか。質問します。

②松茂町でも、これから支援について考えていくと思います。北海道の栗山町では、本年3月にケアラー支援条例を制定しています。松茂町でも条例を制定する意欲はありますか？ 質問します。

答

ヤングケアラーとは、大人が担うような家事や、病気や障がいがある家族の介護を日常的に行っている18歳未満の子どものことで、長期化する学業や進路に影響するだけでなく健全な発育や人間関係の構築を阻む恐れがあると言われており、早期発見と支援が喫緊の課題となっております。

①松茂町において、こういったヤングケアラーの実態をつかめているか、というご質問に関しましては、これまで、これに特化した調査は行っておりません。しかし、「ヤングケアラー」につきましましては、非常に重要な課題と捉えており、特に、子どもに一番近い立場である教員は、児童生徒の表情や心身の変化にも常に敏感に気づき、声をかけ、表面に現れにくい子どもの異変に気付くため、年に数回、学校生活アンケートを行うなど、子どもたちの変化を見逃すことのないよう努めており

ます。また「スクールカウンセラー」や「心の教室相談員」「子どもと親の相談員」「スクールソーシャルワーカー」を配置し、ヤングケアラーを含め、子ども達が抱える様々な悩みや困難な状況を相談できる環境作りに努めており、その内容に応じた関係機関等に繋げる体制も構築しております。今後も、国や県の動向を注視し、子ども達のSOSをより早く受け止められるよう関係機関等と連携して、ヤングケアラーの実態把握と支援に努め、必要に応じて実態調査なども行っていきたいと考えております。

②厚生労働省及び文部科学省が今後取り組むべき施策として、次の3点をあげております。

1点目に、ヤングケアラーの早期発見・把握に取り組むこと。2点目に、相談体制の充実、及び関係機関が連携し、既存の福祉サービス等につなげるなど支援策を推進すること。3点目に、社会的認知度を向上することです。

このうち、早期発見・把握について、「学校」は、子どもが多くの時間を過ごす場であり、「ヤングケアラー」である可能性に気づきやすい場所であるため、その協力は欠かせません。

一方、高齢者や障がい者のいる家庭では、地域包括支援センターやケアマネージャーなどの支援機関がかかわっている場合もあります。居宅介護支援事業所などに集まっていたく機会や、民生委員児童委員協議会において「ヤングケアラー」についてお伝えし、情

報提供を依頼するなど、多様な視点から発見・把握につながるよう、事業所や地域のみなさんと連携する取り組みも実施しております。

町としては、現在のところ、「ケアラー支援に特化した形の条例」の制定は考えておりませんが、国や県の施策に沿って、適切に支援策を講じて参りたいと考えております。子どもたちが抱える問題は、ヤングケアラーに限らず、生活困窮など様々な問題が複合的にからんでいることも少なくありません。福祉課が事務局を務める「要保護児童対策地域協議会」においては、そのような様々な問題を抱える子どもたちについて、学校、教育委員会、福祉課、児童相談所をはじめ、その案件に応じて、関係する機関が集まり、「ケース会議」を開催しております。関係者が情報共有を図り、支援方法などを検討する取り組みを、既に実施しております。

このような仕組みを活用し、関係機関が連携して、「ヤングケアラー」をはじめとする様々な困難を抱える家庭を、適切な支援につなぎ、負担軽減を図るための「体制づくり」を強化します。

そのほか、社会的認知度向上のための啓発を通じて、社会全体は、もちろん特に子どもたち自身がその問題に気づき、SOSを発することができ、環境づくりに取り組んでまいります。



常任委員会 委員長レポート

第3回定例会の議決の結果、指定第2号、選任第5号～7号の3件、同意第4号、諮問第1号、報告第4号～6号の3件、議案第29号～39号の11件、発議第3号については、原案どおり可決しております。

総務 常任委員会

総務常任委員長 佐藤 道昭

付託された議案3件は、原案のとおり可決いたしました。

松茂町個人情報保護条例の一部を改正する条例

議案第30号「松茂町個人情報保護条例の一部を改正する条例」につきましては、国の新しい行政機関として、内閣直結のデジタル庁が発足いたしました。マイナンバー制度は、デジタル庁の所管となり、関係法令の改正がありましたことから条例の語句、及び番号を改正するものです。

松茂町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

議案第31号「松茂町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、この条例改正も、議案第30

号で申しましたデジタル庁の発足に伴い、関係法令が改正され、条例の番号を改正するものです。

主な質疑事項

Q マイナンバーカードの町内での普及状況はどうですか。

A 累計の発行数が6,256通で、累計の交付率が42・17%でございます。



令和3年度松茂町一般会計補正予算(第3号)(所管分)

議案第35号「令和3年度松茂町一般会計補正予算(第3号)(所管分)」につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,092万8千円を追加し、補正後の予算の総額を65億3,440万7千円とするものです。

歳入の主なものとしては、

委員会付託案件以外で審査し、可決した内容

指定第2号	議席の指定について
選任第5号	常任委員の選任について
選任第6号	広報常任委員の選任について
選任第7号	特別委員の選任について
同意第4号	教育委員会委員の任命について
諮問第1号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
議案第29号	副町長の選任について
報告第4号	令和2年度健全化判断比率の報告について
報告第5号	令和2年度資金不足比率の報告について
報告第6号	専決処分の報告について
専決第11号	総合会館空調設備改修工事変更請負契約締結について
発議第3号	コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書

総務常任委員会付託議案

議案第30号	松茂町個人情報保護条例の一部を改正する条例
議案第31号	松茂町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
議案第35号	令和3年度松茂町一般会計補正予算（第3号）（所管分）

産業建設常任委員会付託議案

議案第34号	令和2年度松茂町水道特別会計未処分利益剰余金の処分について
議案第35号	令和3年度松茂町一般会計補正予算（第3号）（所管分）
議案第39号	令和3年度松茂町長原渡船運行特別会計補正予算（第1号）

教育民生常任委員会付託議案

議案第32号	松茂町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
議案第33号	松茂町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
議案第35号	令和3年度松茂町一般会計補正予算（第3号）（所管分）
議案第36号	令和3年度松茂町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
議案第37号	令和3年度松茂町介護保険特別会計補正予算（第1号）
議案第38号	令和3年度松茂町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

前年度繰越金で、令和2年度決算確定に伴い、1千283万6千円増額補正するものです。また、雑入で、1千648万4千円の増額補正は、各特別会計の令和2年度決算確定に伴う、繰出金の精算による返納金です。

新型コロナウイルス感染症の影響により未実施となった事務・事業の予算を組み替え、総務費の交流拠点管理費で1千4百30万円など、この秋・冬に「拠点施設マツシゲート」で行われますイベントの予算としたものです。

主な質疑事項

Q 交流拠点で飲食を伴うイベントを開催する場合、コロナウイルス感染症対策は、どうするのか。
A コロナウイルス感染症対策は、国

が示す様々な指針を踏まえて、ワクワクと検査の組み合わせた対応を出店者、スタッフに課すほか、来場人数の制限を行うなど、慎重に慎重を重ねて、11月のイベント開催を行いたいと考えております。

産業建設常任委員会

産業建設常任委員長 春藤 康雄

付託された議案3件は、原案のとおり可決いたしました。

令和2年度松茂町水道特別会計未処分利益剰余金の処分について

議案第34号「令和2年度松茂町水道特別会計未処分利益剰余金の処分について」は、地方公営企業法第32条第2項の規定により、令和2年度松茂町水道特別会計未処分利益剰余金については、令和2年度松茂町水道特別会計決算に伴い生じた剰余金を処分するものでございます。

未処分利益剰余金の当年度末残高は3千577万2千148円で、この内1千万円を減債積立金に、2千万円を建設改良積立金に、それぞれ積み立て、残り577万2千148円を繰越利益剰余金として繰越するものでございます。

令和3年度松茂町一般 会計補正予算（第3号） （所管分）

（所管分）

議案第35号「令和3年度松茂町一般会計補正予算（第3号）（所管分）」で、歳入につきましては、農林水産業国庫補助金で100万円の増額は、農業の後継者が行う、経営の発展に向けた取り組みに対して、補助を行うため増額補正するものです。また、商工費国庫委託金で、1千177万円の増額は、観光地の整備を進める体制を強化するため、観光需要の回復・地域経済の活性化を目的に、国100%の委託金で

実証実験を行うため増額補正するものです。次に、農林水産業費県補助金で1千万円の増額は、大津松茂農協に対して、長岸梨選果場の選果システムの整備に係る補助を行うため増額補正するものです。

歳出の主なものにつきましては、じん芥処理費、需用費で1千527万9千円の増額は、第二環境センタールにおいて、ゴミ焼却施設1号炉誘引送風機の修繕を行うため



アーバンアウトドアイメージ

増額補正するものです。

次に農業振興費で、1千200万円の増額は、内訳として、経営継承・発展等支援事業補助金200万円、農山漁村未来創造事業補助金1千万円となっており、なお、この2つの事業につきましては、歳入で説明いたしましたとおりです。

次に、商工振興費で17万円の増額は、委託料で、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、海水浴場を中止したことによる、海水浴場監視及び安全対策等委託料1千200万円の減額と実証事業委託料1千217万円の増額によるものです。

主な質疑事項

Q 農山漁村未来創造事業について、農協などから申請はありましたか。この事業により、農家の収益は上がるのですか。

A 申請は、大津松茂農協からありました。収益は、令和7年度を目処に10%増を目標にしております。

令和3年度松茂町長原渡 船運行特別会計補正予算 （第1号）

議案第39号「令和3年度松茂町長原渡船運行特別会計補正予算（第1号）」については、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ、252万6千円を追加し、補

正後の予算の総額を1,511万5千円とするものです。歳入では、前年度繰越金252万6千円を増額補正し、歳出では、予備費として歳入と同額を増額補正するものでございます。

教育民生 常任 委員会

教育民生常任委員長 板東 絹代

付託された議案6件は、原案のとおり可決いたしました。

松茂町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

松茂町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議案第32号「松茂町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」及び議案第33号「松茂町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」については、国の基準を定める内閣府令及び厚生労働省令がそれ

ぞれ改正されたことに伴い、本町条例においても、所要の改正を行うものです。改正の内容は、2件の条例とも、電磁的記録等の規定の追加または改正を行うもので、デジタル化の推進に伴い、手続き等について、電磁的方法による対応も可能とするものです。

主な質疑事項

Q この度の改正によって情報の漏えいや安全性は大丈夫なのですか。

A 町のシステムにおける安全性についてはインターネット環境と完全に分離しておりますので、安全が確保されています。また、今後についても、国の示すセキュリティ対策に沿って対応いたします。

令和3年度松茂町一般 会計補正予算（第3号） （所管分）

議案第35号「令和3年度松茂町一般会計補正予算（第3号）（所管分）」で、歳入の主なものとしたしましては、衛生費国庫補助金で、感染症予防事業等に関するシステム整備に41万4千円増額補正し、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業で829万3千円減額補正するものです。

歳出の主なものとしたしましては、予防費の委託料で、健康管理システム機能追加委託料528万円増額補正し、



新型コロナウイルススワクチン接種費でワクチン運搬費の見込み等により、通信費483万1千円減額補正するものです。また、小学校管理費、中学校管理費あわせて520万円の増額補正は、タブレット端末を持ち運び出来るタブレットカバー購入によるものです。

主な質疑事項

Q タブレットカバーの購入は、共同購入すると安くなると思いますが考えていますか

A 県や近隣市町などと色々検討し、最適なものを購入しようと考えています。

令和3年度松茂町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

議案第36号「令和3年度松茂町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)」については、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ、290万6千円を追

加し、補正後の予算の総額を15億9、235万6千円とするものです。

歳入では、前年度繰越金290万6千円を増額補正し、歳出は、一般会計繰入金返還金として歳入と同額を増額補正するものです。

令和3年度松茂町介護保険特別会計補正予算(第1号)

議案第37号「令和3年度松茂町介護保険特別会計補正予算(第1号)」については、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ、1、545万3千円を追加し、補正後の予算の総額を11億3、627万4千円とするものです。

歳入の主なものは、前年度繰越金1、489万1千円等を増額補正し、歳出の

主なものは、令和2年度分介護給付費等の精算で、町や国への返還金、1、587万4千円等を増額補正するものです。

令和3年度松茂町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

議案第38号「令和3年度松茂町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)」については、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ、213万7千円を追加し、補正後の予算の総額を1億9、446万3千円とするものです。

歳入では、前年度繰越金213万7千円を増額補正し、歳出は、後期高齢者医療広域連合納付金34万2千円、一般会計繰入金返還金、179万5千円を増額補正するものです。

令和2年度各会計の決算を認定

決算審査は、議会が決定した予算が適正に執行されているかどうかを審査するとともに、住民にかわって行政効果を検証するものです。

町長から監査委員の意見をつけて提出された8会計の決算認定は、第3回定例会において全てが認定されました。

監査委員
・日根啓一
・佐藤道昭

決算審査で付された意見

ただし、次の諸点については、一層の努力を望みます。

一般会計

一般会計の状況については、歳入において前年度より約40億5、900万円、65・8ポイント増、歳出は約41億2、900万円、70・3ポイント増となっています。前年度と比較して増額の理由は、防災関連として防災行政無線デジタル化整備、長原地区津波避難タワー建設及びまちづくりの拠点となる新交流拠点施設整備に取り組んだとともに、国からの地方創生臨時交付金を使い、1人当たり1万円を新型コロナウイルス対策として全町民に特別定額給付を実施したため、歳入・歳出とも過去最大の規模となっています。

各年度において国庫補助事業等により増減はありますが、令和2年度においては、歳出の増加が歳入の増加を4・5ポイント上回っております。実質収支額は1億3、146万5、233円(前年度1億2、899万4、639円)の対前年度比247万594円増となっております。地方債の額が昨年より増加しており、厳しい財政事情となっております。今後の事務執行に当たっては、コロナ禍等による景気の動向に注意し、自主財源の確保に努め、限られた財源を効率的に活用し、大きな効果が上げられるよう、各種事業を展開してまいります。

町税については、約1億円の減収になっています。徴収率は97・2%(前年度98・4%)と、高い徴収率は維持できていますが、収納未済額は、約3、000万円増加しています。このうち、約1、855万円が法律に基づき徴収猶予したものであ

町議会議員 補欠選挙

尾野浩士氏当選

8月1日の松茂町議会議員補欠選挙において、尾野浩士氏（60）が当選されました。

任期は、令和5年4月30日まで。



尾野浩士 議員

国民健康保険特別会計の保険料の収入

国民健康保険特別会計

今年度も昨年に引き続き、新型コロナウイルス感染症予防対策など、多額の出費が予想されることから、業務の見直しや、事務の合理化について検討を行うなどとして経常支出を抑制し、引き続き財政の健全化に職員一丸となって取り組んでください。

財政の弾力性及び硬直性を判断する経常収支比率は79・7%と前年度より1・9ポイント上がっております。通常75%程度に収まることが妥当であり、80%を越える場合は、財政構造は弾力性を欠いているとされています。本町の場合、望ましい数値となっています。

り、これが増加した大きな要因であります。新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少し、一定の要件を満たす納税者については、猶予措置等の処理を的確に行い、また、悪質滞納者については、厳正・的確な滞納処分を実施し、住民が不公平感を抱くことのないよう、一層の徴収努力をお願いします。

介護保険特別会計

介護保険特別会計の保険料収納状況については、97・7%と高水準を維持できています。引き続き、徴収率向上に努力してください。今後も財源を確保し、制度の円滑な運営に努めてください。

後期高齢者医療特別会計

後期高齢者医療特別会計の保険料の収納状況については、99・1%と介護保険と同様に高水準を維持しています。今後、高齢化社会がますます進むことから、高齢者の健康維持に努め医療費の抑制を望みます。

長原渡船運行特別会計

長原渡船運行特別会計の状況は、良好な運営ができており、引き続き、渡船の安全運行に努めてください。

農業集落排水と公共下水道特別会計

農業集落排水と公共下水道特別会計については、本年度より「公営企業会計」となっており、初年度は移行事務に伴い、会計処理が大変と思いますが下水道事業が将来にわたり安定的な運営が出来るよう普及活動に努め経営意識の向上に取り組んでください。

水道特別会計

水道特別会計の状況については、健全な企業経営ができており、水道料金の収納率も良好であることが認められます。水道は重要なライフラインであることから、水道施設の更新を計画的に進め、安全な水の安定供給を基本として、サービスの向上と健全な水道事業経営に努めてください。

健全化判断比率及び資金不足比率の報告

財政状況の基準を示す数値で、それだけに良好な数値が維持されており、財政が極めて健全な自治体であると認められます。

予算決算特別委員会付託議案

認定第1号	令和2年度松茂町一般会計歳入歳出決算認定
認定第2号	令和2年度松茂町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定
認定第3号	令和2年度松茂町介護保険特別会計歳入歳出決算認定
認定第4号	令和2年度松茂町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定
認定第5号	令和2年度松茂町長原渡船運行特別会計歳入歳出決算認定
認定第6号	令和2年度松茂町農業集落排水特別会計歳入歳出決算認定
認定第7号	令和2年度松茂町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定
認定第8号	令和2年度松茂町水道特別会計決算認定

予算決算特別委員会

予算決算特別委員長 藤枝 善則
付託された認定8件は、原案のとおり可決いたしました。

全員協議会報告

令和3年9月3日に町議会議員、町長はじめ担当課職員出席のもと、町づくりに関わる重要事項について協議いたしましたので、主な内容を報告いたします。

第二環境センター焼却炉の誘引送風機の更新について

第二環境センターの機械設備の一部に故障が発生したことにより、焼却炉が片炉運転となりました。そのため早急に修繕を行わなければならない状況のため、予備費から、復旧に必要な費用額1、518万円の充当を行い、復旧に向けての作業を行っている」と説明がありました。

マツシゲート 秋のイベントについて

この春にオープンいたしましたマツシゲートのイベント等運営について、今後



MATSUSHIGE CURRY FESTA

カレーのお店や
カレー関係のお店が
大集結

11.27(土)・28(日)

10:00-18:00

松茂町交流拠点施設 マツシゲート
ところ Matsushigate
松茂町松茂町広域字三番地10番地

イベントのお問い合わせ
(一社)松茂まちづくり推進機構
松茂町松茂町広域字三番地10番地
TEL:089-699-5030

令和3年度徳島県町村議会議員研修会

8月5日(水)徳島県町村議会議長会主催による令和3年度徳島県町村議会議員研修会が徳島グランヴィリオホテルで開催されました。この研修会は、徳島県内議会3団体連携事業として実施されたもので、県議会議員、市議会議員も参加されました。コロナ禍のため、松茂町議会議員も会場での参加と役場委員会室でYouTubeライブに別れて視聴参加をいたしました。「菅政権の課題と日本政治の行方」と題して政治アナリストの伊藤惇夫氏、「AI/DXによる社会課題の解決事例」と題してArithmer 株式会社代表取締役社長兼 CEO の太田佳宏氏の講演がありました。



町長の専決処分事項に関する件について

地方自治法第180条第1項の専決の報告となる規定について、議会側と町長との間において内容の見直しを行う協議をしました。契約議決において、全国の市町村の標準的な条例が収録されている

顧客調査を根拠とするマーケティングをしつかり行い、運営手法の見直しを進めます。今秋には、芝生広場も利用した二つのイベント計画があり、一つ目はクラフトフェア、二つ目として、カレーフェスタの開催を計画していると説明を受けました。

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について

徳島県町村議会議長会からコロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について依頼がありましたので、松茂町の財政的実情を捉え、9月16日(木)定例会再開日に議員発議として追加議案で意見書(案)を提出することになりました。

準則に沿って一部内容変更しますと説明がありました。

編集後記

今年も昨年同様、コロナ禍の中での重苦しい一年が過ぎようとしています。しかしながら夏に開催されました東京オリンピック・パラリンピックでは世界中から集まったアスリートの活躍にたくさん感動と勇気を頂きました。とりわけパラリンピックのアスリートの皆さんのハンディをもっともしない力強い姿には、胸を打たれ、オーラさえ感じられました。多くの制限の中で開催された大会ではありましたが、ダイバシティ&インクルージョン(多様性の受容)を進める日本社会としては大きな成果の得られた大会ではなかったでしょうか。

さて来年はどんな年になるでしょうか? コロナ感染症の研究もよりなされ、多くの治療法も確立しつつあるようです。新しい日常、平穏が待ち遠しいものです。松茂町議会も町民の皆様が新しい日常の中で安心、安全に生活が送られるよう、これからも研鑽を続けて参りますのでご協力のほどよろしくお願いいたします。(道)

広報常任委員会

委員長	佐藤 富男
副委員長	立井 武雄
委員	佐藤 道昭
委員	板東 絹代
委員	川田 修
委員	村田 利彦
委員	米田 浩士
委員	尾野 浩士